

# くらしと住まい

## 上下水道

### 上水道・下水道の届け出について

お問い合わせ ☎ 上下水道課営業係 jyogesui@city.nakano.nagano.jp

■こんなときには届け出を（届け出は、代理の方でも可能です）

こんなときは	届け出書類	届け出場所	手数料	必要なもの
水道を使い始めるとき（開栓）	給水申込書	上下水道課	500円	<input type="checkbox"/> 手数料（料金の初回請求に合算します） 〈オンライン申請での受け付けが可能です〉 〈電話での受け付けはできません〉
上下水道料金を口座振替にするとき （口座を変更するとき）	口座振替申込書	金融機関の窓口 上下水道課	—	<input type="checkbox"/> 口座登録印 <input type="checkbox"/> 通帳（口座番号） 〈ご連絡いただければ、申込用紙をお送りすることもできます。〉
引っ越しをするとき※ しばらくの間水道を使用しないとき （閉栓）	水道使用中止届	上下水道課	—	〈電話・オンライン申請での受け付けが可能です〉
所有者（使用者）が変わるとき※	使用者等異動届	上下水道課	—	<input type="checkbox"/> 土地建物など購入した場合は、売買契約書の写しなど 〈親族関係などの変更は、電話での受け付けが可能です〉
家などを取り壊し駐車場（空地）などにした場合（下水道を使用していた建物、施設）	公共下水道廃止届	上下水道課	—	〈電話での受け付けはできません〉

※市民課などに住民異動届出等をして、上下水道に関する変更はできません。

・土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日は、閉庁のため届け出の受け付けおよび水道の開栓・閉栓の対応はできません。事前に届け出をお願いします。なお、営業時間は午前8時30分～午後5時15分までです。

### 上下水道料金の請求について

お問い合わせ ☎ 上下水道課営業係 jyogesui@city.nakano.nagano.jp

上下水道料金は水道メーターを2カ月ごとに検針し、その使用水量により料金を計算し請求します。料金の支払方法は、次の方法があります。

- ①口座振替
- ②納入通知書による納付（コンビニエンスストア、スマートフォン決済（PayPay、LINE Pay、Pay B、au PAY、d払い、支払秘書、J-coin Pay）、金融機関、市役所 上下水道課または豊田庁舎市民課豊田窓口係）

上下水道料金を滞納しますと、給水を停止する場合がありますので、納め忘れのないようご注意ください。

#### ●水道料金表《2カ月分・税込》

口径	基本料金	使用水量単価/㎡		
13mm	1,056円	1㎡～ 16㎡	69.3円	
		17㎡～100㎡	184.8円	
20mm	2,266円	101㎡～	213.4円	
25mm	4,510円	1㎡～ 20㎡	94.6円	
		21㎡～100㎡	190.3円	
40mm	9,900円	101㎡～200㎡	217.8円	
		201㎡～	220.0円	
50mm	20,020円	1㎡～ 20㎡	124.3円	
75mm	47,190円		21㎡～100㎡	210.1円
			101㎡～200㎡	229.9円
100mm	68,178円	201㎡～	249.7円	

#### 広告



### 給排水設備の修繕およびリフォーム



中野設備株式会社

中野市大字吉田字柿ノ木742-13  
TEL 0269-22-4585(代)

## ●下水道使用料金表（公共、農集）《2カ月分・税込》

区分	基本料金	汚水量単位/㎡	
一般汚水	3,190円 (20㎡まで)	21㎡～ 40㎡	198.0円
		41㎡～ 60㎡	220.0円
		61㎡～ 100㎡	248.6円
		101㎡～ 200㎡	272.8円
		201㎡～ 600㎡	279.4円
		601㎡～1,000㎡	288.2円
		1,001㎡～	303.6円

## ●下水道計量装置（副メーター）使用料 《2カ月分・税込》

口径	料金	口径	料金
13mm	308円	50mm	3,586円
20mm	374円	75mm	4,334円
25mm	418円	100mm	5,412円
40mm	990円		

※計量装置は井戸水など利用している場合などに使用します。

# 日ごろの管理

## お問い合わせ

☎ 上下水道課営業係  
jyogesui@city.nakano.nagano.jp

## ■水道メーターについて

水道メーターが検針できるように、メーターボックスの上に物を載せないようにしてください。また、犬を飼っている場合は、メーター検針の支障にならない位置につないでください。

漏水の早期発見のため、月1回はメーターの確認をお願いします。

漏水しているか調べるには、蛇口を全部閉めて水道メーターを見てください。パイロットが回っていれば漏水です。

漏水を発見した場合は、市の指定工事店に修理を直接依頼してください。漏水している期間の水道料金も個人の負担になりますので、ご注意ください（漏水箇所などにより料金が軽減される場合があります）。



パイロット（銀色等）

## ■水道管の管理について

冬期間は水道管が凍結しやすく、一時的に水が出なくなることや、管が破損する恐れがあります。

凍結防止のため、不凍栓を使用するか、凍結防止帯を巻いてあるお宅の場合は電源が入っているかを確認してください。

### 水道管の破裂などの際には！

#### ●最寄りの水道工事店（中野市指定工事事業者）へ修理を依頼してください。

水道工事店については、43～44ページ「中野市上下水道指定工事店一覧」をご参照ください。

#### ●最寄りの水道工事店が休み、または夜間・休日のときは、

**中野市水道工事協同組合 ☎090-4922-0256**

までお電話ください。

全日24時間、水道工事店を斡旋いたします。

※工事費用については、工事業者とご相談ください。

# 上下水道指定工事店

## お問い合わせ

☎ 上下水道課監理係  
jyogesui@city.nakano.nagano.jp

## ■上下水道の宅内工事・修理は指定工事店へ

不当な工事や粗悪な工事をなくし、基準に合った給排水設備をつくるため、指定工事店を指定しています。上下水道の接続・修理は、指定工事店にお問い合わせください。なお、指定工事店以外では工事を行うことができません。指定工事店については43～44ページの一覧表を参照してください。

## 広告

上下水道設備工事

中野市指定工事店

### ワイズ・プランニング株式会社

快適な暮らしは水まわりから。各種工事・修理・リフォーム等、お見積りから施工・アフターフォローまで、何でもお気軽にご相談ください。

■長野市東和田744-1  
■TEL:026-219-2847 ■FAX:026-219-2848  
■営業時間/8:00～17:00  
■定休日/日曜、祝日

水道設備工事 P140 B-4

水まわりの事なら

### こばやし設備

上下水道工事・トイレ・キッチン  
お風呂・給湯器

■中野市新保145-4  
■TEL:0269-23-1225 ■FAX:0269-23-1225  
■営業時間/9:00～18:00 ■定休日/日曜・祝日  
中野市・山ノ内町・小布施町 上下水道指定工事店

## ●中野市上下水道指定工事店一覧表

(令和5年2月1日現在)

上水	下水	名称	所在地	電話
	○	(有)共進建設	中野市中央1-4-4	22-4603
○	○	三沢パイプ工業(株)	中野市中央2-6-27	22-2636
○	○	山久プロパン(株)	中野市中央4-3-5	22-2601
	○	高社建設(株)	中野市中央2-9-18	22-4807
	○	(株)塩川組	中野市三好町2-1-4	22-4525
○	○	中野土建(株)	中野市西2-5-11	22-3175
○	○	(有)山本組	中野市小館2-18	22-5158
	○	(有)渡辺建設	中野市諏訪町3-29	22-5241
○		(株)土屋建設	中野市諏訪町3-22	22-4844
○	○	(有)蟻川建設	中野市中野1811-2	22-2063
○	○	エールエンタープライズ	中野市中野2792-3	26-3206
○	○	鹿兒島工業	中野市小田中401-1	23-0965
○	○	滝沢住設サービス	中野市小田中251-1	26-5496
○	○	(株)白鳥設備	中野市西条325-6	38-0313
○	○	北信ガス(株)	中野市西条156	26-2639
○	○	(株)長嶺設備工業	中野市一本木119-2	38-0703
○	○	(有)永井設備工業所	中野市新野689-6	22-4717
○	○	小根澤土建	中野市更科521	26-3906
○	○	(有)竹内組	中野市桜沢519	22-6271
○	○	こばやし設備	中野市新保145-4	23-1225
○	○	(有)北斗技研	中野市新保108-1	26-1413
○	○	新栄工業(株)	中野市江部747-1	22-8181
○	○	(株)北山工業江部支店	中野市江部764-1	27-4537
○	○	(有)酒井保温工業	中野市岩船455-4	22-4317
○	○	(有)山岸鉄工所	中野市岩船296-5	22-2872
○		キムラ配管工業	中野市吉田749-4	22-2396
○	○	中野設備(株)	中野市吉田742-13	22-4585
	○	(有)高見澤土建	中野市安源寺412	26-3497
○	○	(有)松島工業	中野市栗林641	22-4816
○	○	芋川商会	中野市立ヶ花77-1	22-3236
○	○	(株)北信事業	中野市立ヶ花186-5	38-0288
○		永池設備	中野市草間1810-7	26-4081
○	○	ひより設備工業所	中野市草間1810-1	26-6358
○	○	都筑建築店	中野市若宮177-3	26-2003
○	○	中沢建設(株)	中野市若宮564-3	26-2439
	○	(有)明和建設	中野市金井104-2	26-2688
○	○	(株)湯本工務店	中野市金井1254	22-3711
○		池田設備	中野市越906-9	22-6919
	○	(有)風間設備	中野市越1083	24-5234
○	○	武田設備(株)	中野市柳沢544-1	38-1013
○	○	(有)小林管工	中野市豊津696-1	38-2090
○	○	藤興設備工業	中野市穴田120	38-3198

上水	下水	名称	所在地	電話
	○	黒岩建設(株)	中野市永江6555-1	38-3563
○	○	(有)西澤商店	中野市永江324	38-2509
○	○	西沢電気サービス店	中野市永江389-3	38-3578
○	○	山崎設備	山ノ内町佐野765	0269-33-1762
○	○	(有)山英設備	山ノ内町平穏2905-29	0269-33-1360
○	○	田中設備工業(株)	山ノ内町平穏2922-17	0269-33-2065
○	○	平穏土建(株)	山ノ内町平穏4127-28	0269-33-4518
○	○	(有)松下設備	山ノ内町平穏5-7	0269-33-0431
○	○	山ノ内設備	山ノ内町平穏5-75	0269-33-1879
○	○	(株)山上	山ノ内町夜間瀬3975	0269-33-3405
○	○	上野設備	飯山市旭4877	0269-62-5417
○	○	(株)上村商事	飯山市飯山193-10	0269-62-4188
○	○	(有)サンシャイン住設	飯山市飯山3094	0269-62-5936
○	○	(有)信濃住設	飯山市飯山664-2	0269-62-1770
○	○	(株)宮本園	飯山市飯山2283	0269-62-3186
○	○	(株)山根屋	飯山市飯山145-1	0269-62-3262
	○	(有)新栄テック	飯山市木島822	0269-62-3310
○	○	(株)野沢総合	飯山市木島930-1	0269-63-1430
○	○	(有)まるひら設備	飯山市寿541-1	0269-62-0908
○	○	(株)アルプス管工	飯山市静間2253-1	0269-62-4450
○		水まわり設備	飯山市静間1836-1	0269-62-0738
○	○	(有)高澤	飯山市常郷692	0269-65-2043
○	○	(有)はっとり設備	飯山市緑1087	0269-62-1187
	○	(株)本木建設	飯山市南町23-10	0269-62-3331
○	○	(有)森真商会	木島平村上木島1471	0269-82-2071
	○	山下設備	木島平村上木島3573-8	0269-82-4130
○	○	栄水道	栄村堺13890	0269-87-2662
○	○	(株)信東産業	須崎市小河原2011-1	026-245-6426
○		(有)シンセイ設備	須崎市亀倉6-134	026-245-9364
○	○	西田管業(株)	須崎市小山1316-6	026-245-2012
○	○	(株)マルヤマ	須崎市小山1645	026-245-1253
○	○	(有)ウエノ設備	須崎市坂田387-1	026-245-7902
○	○	柳澤設備	須崎市塩野924-5	026-246-5765
○	○	旭日管機(株)	須崎市墨坂南3-1-8	026-245-3125
○	○	(株)環境クリエーション	須崎市墨坂南1-20-3	026-245-9400
○	○	(株)タマキ	須崎市墨坂南1-15-28	026-245-0159
○	○	(株)エスプラン	須崎市豊丘742-1	026-246-9825
○	○	信陽工業(株)	須崎市野辺1366-24	026-248-1173
○	○	(有)金井工業	須崎市日滝1346-2	026-248-8109
○	○	(株)久保田管業	小布施町小布施1069	026-247-3530
○	○	高山建設	高山村高井4374-8	026-246-4313
○		(株)永田工業所長野営業所	高山村中山4723	026-214-8805

## 広告

建設業 P131 D-5

一般建設業

**有限会社丸正建設**

土木工事業、土工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、外構工事業、除雪業

■中野市豊津4165 ■定休日/土曜、日曜、祝日 ■長野県知事許可(般-1)第12881号

TEL:0269-38-3146 FAX:0269-38-2971

■URL: https://www.marusho-k.com ■e-mail: info@marusho-k.com

■Instagram: @marushokhs

あり

日々の暮らしを心から楽しめる

YUMOTOの家

長野県知事(特-3)2362号 長野県知事(11)2310号

株式会社 湯本工務店

〒383-0008 中野市大字金井1254 TEL 0269-22-3711 FAX 0269-22-7955

※2023年夏・本社移転予定

上水	下水	名称	所在地	電話
	○	小林住設(株)	高山村高井3305-4	026-405-4221
○	○	(株)酒井設備	長野市青木島町大塚355	026-291-0248
○		(株)クラシアン信州長野	長野市稲里町下水鉋515-8	026-283-3861
○	○	(有)建高総備	長野市稲里町中央2-22-5	026-284-3060
	○	(株)日拓	長野市稲里町下水鉋498-9	026-283-5522
○	○	丸更産業(株)	長野市稲里町中央4-13-5	026-284-3160
○	○	(有)稲田設備	長野市稲田2-16-16	026-243-2818
○	○	吉恵設備工業(株)	長野市稲田2-48-20	026-241-2456
○	○	(有)アサヒホームサービス	長野市稲葉122-1	026-217-3639
○		(有)わかば第一水道	長野市稲葉南俣2569-1	026-214-6883
○		北繁物産(株)	長野市稲葉字上千田沖325-4	026-221-1509
○	○	北信幸業	長野市大町16-2	026-295-7714
○	○	(株)田中設備工業	長野市風間258-1	026-221-5583
○	○	酒井管工(株)	長野市合戦場1-42	026-293-5810
○	○	(株)中島住設	長野市川合新田字村東370-40	026-221-5362
○	○	(有)ミズコウ	長野市川合新田2333	026-217-3431
○	○	(有)峰村設備	長野市川合新田3551-1	026-222-6461
	○	(株)斉藤工務店	長野市川中島町上下鉋字諏訪808-2	026-285-3223
○	○	(株)山陽工業	長野市川中島町今井727-1	026-214-8937
○		(株)NTP	長野市北長池663-3	026-259-9729
○		久保管工	長野市鬼無里5540-イ	026-256-2628
○	○	watanabe.	長野市栗田3-1	026-227-8245
	○	浦安工業(株)長野支店	長野市早苗町52-3	026-233-3261
○	○	松本設備工業(株)	長野市篠ノ井塩崎6754-5	026-290-7522
○	○	ニシツメ設備	長野市篠ノ井6638-3	026-213-7137
○	○	(株)日企興	長野市高田979-7	026-228-5465
○		(株)高見澤	長野市鶴賀1605-14	026-228-0111
○	○	共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681
○	○	(有)コーワ設備	長野市富竹381-4	026-296-0890
○	○	高田産業(有)	長野市富竹936-1	026-295-2355
○	○	竹前設備	長野市富竹663-6	026-296-0918
○	○	(株)ヤマサン	長野市富竹171	026-236-9877
○	○	(有)内山材木店	長野市豊野町豊野896	026-257-2111
○	○	福澤工業	長野市豊野町石682-5	026-257-2075
○	○	佐藤設備(株)	長野市中越1-3-62	026-243-1329
○	○	(株)泰斗設備工業	長野市中越2-44-6	026-259-0321
○	○	(株)山一	長野市西和田1-32-4	026-263-8784
○	○	松澤工業(株)	長野市東和田508	026-243-2374
○	○	ワイズ・プラミング(株)	長野市東和田744-1	026-219-2847
○	○	(有)有馬商事	長野市真島町川合2038-52	026-284-5306
○	○	ライフライン長野(株)	長野市松岡2-6-18	026-251-1640
○	○	大和施設(株)	長野市大豆島3059-11	026-221-3210
○	○	(株)三協プラミング	長野市大豆島字本郷前6093-1	026-222-0120

上水	下水	名称	所在地	電話
○	○	共和ハウジング(株)	長野市南長池587-1	026-214-5673
○	○	日本ガス工事(株)	長野市三輪1-1120-1	026-244-1252
○	○	(株)宮本設備	長野市村山533-1	026-219-1044
○	○	(株)明興	長野市村山538-3	026-236-8032
○		(有)青木工業所	長野市柳原1676	026-243-3586
○	○	(有)中央住設	長野市吉田5-14-1	026-243-5238
○	○	山口設備設計	長野市若槻団地1-16	026-243-3650
○	○	混生	飯綱町赤塩195-55	026-253-4510
○	○	(有)長崎電機商会	飯綱町倉井1623	026-253-2381
○		(有)山浦組	飯綱町倉井2725	026-253-2382
○	○	(有)静谷建設	飯綱町普光寺946-1	026-253-2296
○	○	(株)北部建設	飯綱町普光寺821	026-253-2733
○	○	(有)牧野設備	飯綱町牟礼1075-5	026-253-4200
○	○	黒姫ホームサービス(株)	信濃町柏原2116-3	026-255-5820
○	○	(有)細川設備	信濃町柏原4395	026-255-4409
○	○	藁屋	信濃町古間441-1	090-2631-5989
○	○	(株)KDK	千曲市雨宮1700-4	026-274-1240
○	○	千曲ガス水道(株)	千曲市寂時1128-2	026-272-0035
○		ソーワテクニカ(株)	神奈川県横浜市鶴見区駒岡3-18-17	045-582-8072
○		(株)イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3	06-7739-2525
○		(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8-8第1ウエノヤビル6F	082-502-6644

広告

建設業 P138 A-4

人に優しい環境作りを目指して



**株式会社 北信事業**

確かな技術と誠実な施工を心掛け、豊かな暮らしと明るい未来を作ります。

■中野市立ヶ花186-5  
 ■TEL:0269-38-0288 ■FAX:0269-38-0289  
 ■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜、祝日、隔週土曜+当社カレンダー指定日  
 ■URL:https://hokushin-jigyoo.co.jp ■E-mail:info@hokushin-jigyoo.co.jp  
 ■長野県知事許可(般-30)第24535号

P あり

# 助成金制度

## お問い合わせ

上下水道課監理係

[jyogesui@city.nakano.nagano.jp](mailto:jyogesui@city.nakano.nagano.jp)

### ■ 雨水貯留施設の設置に対する助成金の交付

河川等への雨水の流出抑制による浸水被害の防止および水資源の有効活用を図るため、雨水貯留施設を設置する場合は、一定の条件を設けて、対象施設の設置に要する経費の一部について助成金を交付します。

#### ● 雨水貯留施設設置事業助成金の内容

対象施設		対象経費	補助率等
新設雨水貯留施設	100ℓ以上 500ℓ未満	①新設雨水貯留施設の購入費 ②設置に要した経費	対象経費の2分の1以内。ただし、2万5,000円を限度とする。
	500ℓ以上		対象経費の2分の1以内。ただし、5万円を限度とする。
転用雨水貯留施設		①浄化槽の改造工事費 ②設置に要した経費	対象経費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。

# 貯水槽水道の衛生管理

## お問い合わせ

生活環境課環境係

[kankyo@city.nakano.nagano.jp](mailto:kankyo@city.nakano.nagano.jp)

### ■ 貯水槽水道の区分

貯水槽（受水槽）に始まる建物内水道のうち、水道事業により供給される水のみを水源とするものを貯水槽水道といいます。したがって、貯水槽があっても、別の水源（井戸水等）があれば貯水槽水道には該当しません。中野市では、貯水槽水道は、貯水槽（水道事業により供給される水を受ける水槽）の有効容量（最高水位と最低水位の間に貯留される利用可能な水量）により、『簡易専用水道』と『準簡易専用水道』に区分しています。

- ・簡易専用水道……貯水槽（受水槽）の有効容量が10立方メートルを超える貯水槽水道
- ・準簡易専用水道…貯水槽（受水槽）の有効容量が10立方メートル以下の貯水槽水道

### ■ 簡易専用水道の衛生管理

簡易専用水道は、『水道法』により規制されていますが、この規制のほか、中野市は『小規模水道の管理等に関する要綱』を定めて指導を行っています。

#### ● 『水道法』で定めている衛生管理（一部）

- ・貯水槽等（受水槽・高置水槽等）の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行う
- ・給水栓における水に異常（色・濁り・臭い・味等）を認めたときは、水質検査を行う
- ・専門的機関（厚生労働大臣の登録を受けた検査機関等）の衛生管理についての検査を、1年以内ごとに1回受ける

#### ● 中野市の『小規模水道の管理等に関する要綱』で定めている衛生管理

- ・給水栓における水について消毒の残留効果についての検査を、7日以内に1回以上行う（残留塩素が0.1mg/リットル以上あるか確認する）

### ■ 準簡易専用水道の衛生管理

準簡易専用水道は、中野市は『小規模水道の管理等に関する要綱』を定めて指導を行っています。

- ・貯水槽等（受水槽・高置水槽等）の掃除を1年に1回、定期に行う
- ・給水栓における水に異常（色・濁り・臭い・味等）を認めたときは、水質検査を行う
- ・給水栓における水について消毒の残留効果についての検査を、7日以内に1回以上行う（残留塩素が0.1mg/リットル以上あるか確認する）

### ■ 貯水槽水道設置の届出

給水を開始したときは、速やかに『中野市小規模水道（簡易専用水道・準簡易専用水道）設置届出書』を提出してください。

※建物の用途・延べ面積により『建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）』の適用を受ける貯水槽水道には、同法による衛生管理も必要となります。

## 【おすすめサイクリングコース】 晋平のふるさとルート

所要時間：約1時間30分～2時間

距離：約15km

【スタート】 中野陣屋前広場→日本土人形資料館→中山晋平記念館→延徳郵便局→真引川沿いの桜並木→小沼・交差点→北信五岳ビューポイント→砂山・交差点→中野市新保地区→郵便局前・交差点→【ゴール】 中野陣屋・県庁記念館

※信州なかの産業・観光公社のホームページで詳しく紹介しています。



# 浄化槽・し尿・雑排水処理

お問い合わせ ☎生活環境課衛生係 eisei@city.nakano.nagano.jp

## 浄化槽

### ■浄化槽の法定検査

浄化槽は、維持管理が適正に行われることによって初めてきれいな水を川に流すことができる装置です。河川の汚濁を防ぐために、日ごろ行われている保守点検や清掃とは別に、年1回県知事が指定した（公社）長野県浄化槽協会が行う検査を受けることが法律で義務づけられています。

### ■浄化槽の休止

浄化槽の使用を休止するときは、浄化槽使用休止届を提出してください。

なお使用を休止する場合は、悪臭等を防止するため、浄化槽内の清掃を行う必要があります。

浄化槽の清掃は下記の業者へご連絡ください。

### ■浄化槽の使用の再開

休止にしていた浄化槽の使用を再開したときは、浄化槽使用再開届を提出してください。

### ■浄化槽の廃止

下水道接続などにより浄化槽の使用を廃止するときは、浄化槽使用廃止届を提出してください。

また、浄化槽内の汚泥を引き抜いて処理する必要がありますので、処理を依頼する際は、許可を有している下記の業者にご連絡ください。

### ■設置補助金

合併処理浄化槽を設置する場合、一定の要件により補助金を交付しています。公共下水道、農業集落排水事業区域以外の一般住宅が補助対象となります。

### ■浄化槽の清掃

浄化槽に入った汚水は微生物の働きなどにより浄化されますが、汚泥が発生します。これを引き抜き、付属装置や機械を洗浄する作業が清掃で、年1回以上の実施が義務づけられています。

浄化槽の清掃を依頼する場合は、下記の業者にご連絡ください。

(有)中野環境サービス	☎22-3072
(中野市中野1559-1)	
(有)クリーンサービス	☎22-4465
(中野市金井1103-2)	

## し尿処理

くみ取り式トイレのくみ取りをする場合は、下記の業者へ連絡してください。

(有)中野環境サービス	☎22-3072
(有)クリーンサービス	☎22-4465

## 雑排水処理

公共下水道・農業集落排水処理区域以外の方で、浄化槽を設置していない方には、家庭雑排水処理槽の設置を義務づけています。

家庭雑排水処理槽の清掃を各ご家庭で実施できない場合は、下記の業者へ連絡して清掃を実施してください。3～4カ月に1回、業者が伺って汚泥の抜き取り清掃（有料）を行います。

(有)中野環境サービス	☎22-3072
信濃理化学工業(株)	☎026-278-8470
(長野市松代町大室1279-1)	

## 広告

- ▲浄化槽維持管理業
- ▲一般廃棄物、産業廃棄物収集・運搬業

**(有) 中野環境サービス**  
(栗原衛生舎)

中野1559-1 ☎ 22-3072  
FAX 23-2509



## 生活環境

## ごみ・資源

お問い合わせ ☎生活環境課衛生係 eisei@city.nakano.nagano.jp

ごみは法律上、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されます。市で処理するごみは一般廃棄物です。  
ごみの減量および適正な処理のため、排出抑制、再生利用、正しい分別などに、ご協力ください。

## ■ごみの分別・収集方法

可燃ごみ	週2回/ステーション 「可燃ごみ指定袋」に入れて出す 紙くず・台所のごみ・木くず・ふとん・じゅうたん・衣類・プラスチック製品など	<ul style="list-style-type: none"> <li>台所のごみは水切りをしてください。</li> <li>ふとん・じゅうたんは長さ80cm以下、木くずなど（直径12cm以下のものに限る）は長さ50cm、幅30cm以下にして、束ねてステーションに出してください（収集1回につき3束まで）。なお、1束につき45円証紙シールを1枚貼ってください。</li> <li>多量な物や大きな物は、東山クリーンセンターへ持ち込んでください（有料）。</li> </ul>	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回/ステーション 「プラスチック製容器包装指定袋」に入れて出す プラマークのついたものに限る	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚れを落としてください。</li> <li>二重袋にしないでください。</li> </ul>
	空缶・金属類	月2回/ステーション 「空缶金属専用袋」に入れて出す 飲料缶・スプレー缶・やかん・ポット・刃物など	<ul style="list-style-type: none"> <li>缶は中身を取り除き、水洗いをしてください。</li> <li>スプレー缶は必ず使い切り、火の気のない屋外で穴を開け、ガスを出し切ってください。</li> <li>刃物は危険防止のため、紙に包み外側に中身を明記してください。</li> <li>大きな物は東山クリーンセンターへ持ち込んでください（有料）。</li> </ul>
	びん	月1回/区指定場所 収集場所に用意してあるコンテナに入れる	<ul style="list-style-type: none"> <li>口金、中栓などを取り除いてきれいに洗い、無色透明・茶・その他の色に分けてください。</li> <li>割れている物も色別に出してください（ぼらぼらに砕けた物は埋立ごみへ）。</li> </ul>
	ペットボトル	月1回/区指定場所 収集場所に用意してあるネットに入れる	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャップとラベルを取り、水ですすいでください（キャップとラベルはプラスチック製容器包装）。</li> </ul>
	紙パック	月1回/区指定場所 収集場所に用意してあるネットに入れる	<ul style="list-style-type: none"> <li>開いて水洗いし、乾かしておきます。</li> <li>内部が銀色に加工されているものは可燃ごみとして出してください。</li> </ul>
	段ボール	月1回/区指定場所 結束して出す	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひもまたは粘着テープで十字に縛ります。</li> <li>伝票、テープ、ホチキスなどはできるだけ外してください。</li> </ul>
	新聞紙	月1回/区指定場所 結束して出す	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひもで十字に縛ります。</li> <li>折り込みチラシも一緒にし出せます。</li> </ul>
	雑誌・雑がみ	月1回/区指定場所 結束して出す	<ul style="list-style-type: none"> <li>雑誌・書籍・チラシ紙・包装紙・コピー用紙などを、雑誌の大きさに合わせて、ひもで十字に縛ります。</li> </ul>
	白色発泡トレイ	月1回/区指定場所 収集場所に用意してあるナイロン袋に入れる	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚れを洗い落としてください。</li> </ul>
埋立ごみ	月1回/ステーション 「埋立ごみ専用袋」に入れて出す せともの・板ガラス・LED電球・危険物（針・ライターなど）など	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れた物は、危険防止のため、紙に包み外側に中身を明記してください。</li> </ul>	
有害ごみ	年2回/区指定場所 乾電池・水銀体温計・鏡・蛍光灯・電球・グローランプ・コイン電池・ボタン電池・小型充電式電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>鏡は、できるだけ枠などを外し、鏡だけにしておいてください。</li> <li>蛍光灯は箱に入れてそのまま出せます。</li> </ul>	

## 広告

ゴミ回収・処分 P138 A-5

不用品処分  
気持ちもスッキリ

長野環境保全センター  
Nagano Environmental Conservation Center Co., Ltd.

ゴミ・解体・土木工事・伐採・草刈・除雪  
相談してください、何でもやります。

■中野市立ヶ花855  
TEL:0269-24-7331  
FAX:0269-24-7332  
※日曜、祝日は090-3142-4409へお電話ください

■営業時間/8:00~17:00  
■定休日/日曜、祝日  
■URL:http://www.gomi-nagano.com  
■E-mail:n.sato.3324@tuba.ocn.ne.jp  
■産業廃棄物収集運搬業、一般廃棄物収集運搬業、建設業（とび、土工工事）

資源リサイクル P117 E-4

紙のリサイクル

有限会社安藤商店

製鋼、製紙、非鉄金属原料、計量証明事業、新聞、雑誌、ダンボールは無料で荷受けしております。

■中野市西1-5-8  
TEL:0269-26-3042  
FAX:0269-26-0389

■営業時間/8:00~17:00  
■定休日/日曜、祝日  
■産業廃棄物収集運搬業  
長野県許可番号 2007010732  
■産業廃棄物処分業  
長野県許可番号 2027010732

## ■その他特別回収

古紙・びん・ペットボトル	日曜回収	3月～11月までの月1回／市指定場所	・分別方法は、月1回の資源物収集と同様です。
古着・古布			・洗濯済みの衣類・古布。
廃食用油			・家庭から出るてんぷら油（植物性）で、液体状の物に限ります。 ・ラードなどの動物性油、事業所からの食用油などは回収できません。
硬質プラスチック製品※			・プラスチック製の衣装ケース、植木鉢、バケツ、プランター、ポリタンクなど。 ・汚れている物や、プラスチック以外の素材が混ざっている物は回収できません。
陶磁器	年2回／市指定場所		・茶碗、皿などの食器（割れたものでも可） ・食器以外の物や、汚れている物、異素材の物は回収できません。

※このほか衛生自治会の事業として、廃タイヤ（有料）、不燃性粗大ごみを年2回収集しています（別途お知らせします）。  
（詳しい内容については、年度当初に各ご家庭にお配りしてあります「[ごみと資源物の正しい分け方](#)」および「[ごみと資源物の分け方・出し方](#)」をご覧ください）

## ■市で収集できないごみおよび処理方法

- ・**エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機**…購入した店、新しく購入する店、家電小売店、処理業者へ依頼してください。また、長野市にある指定取引場所に直接持ち込むこともできます（詳細は生活環境課衛生係までお問い合わせください）。
- ・**パソコン**…メーカーに回収を依頼してください。
- ・**毒物・劇物・農薬びん、プロパンガスボンベ、消火器、スプリング入りマット・ソファ、ピアノ、オルガン**…販売店もしくは処理業者へ依頼してください。
- ・**在宅医療廃棄物（注射器・針など）**…医療機関へ返却してください。
- ・**農機具**…販売店もしくは処理業者へ依頼してください。農業に伴うものは、産業廃棄物に該当します。
- ・**農作業による剪定枝など**…農作業で出た剪定枝などは、例外として畑で焼却できますが、近隣住宅に十分配慮してください。
- ・**建築廃材（柱・コンクリート・ブロック・瓦）**…産業廃棄物に該当します。
- ・**浴槽**…処理業者へ依頼してください。

## ■再資源化・再利用をしよう

- ・地域の資源物回収事業に協力しましょう（回収団体に対し報奨金を交付しています）。
- ・不用品交換事業、バザーなどに協力しましょう（「広報なかの」などに「リサイクルかわらばん」を掲載しています）。
- ・再生商品の利用に努めましょう。

## ■ごみを減らそう

- ・物を大切に使いましょう。
- ・安いからといって買わずに、必要な物のみを購入するようにしましょう。
- ・包装の簡素化、買い物袋（マイバッグ）の持参に努めましょう。

## ■生ごみを堆肥化しよう

- ・コンポストや生ごみ処理機の購入に対し、購入費の一部を助成しています。



## 広告

ごみ処理・リサイクル

P137 C-1

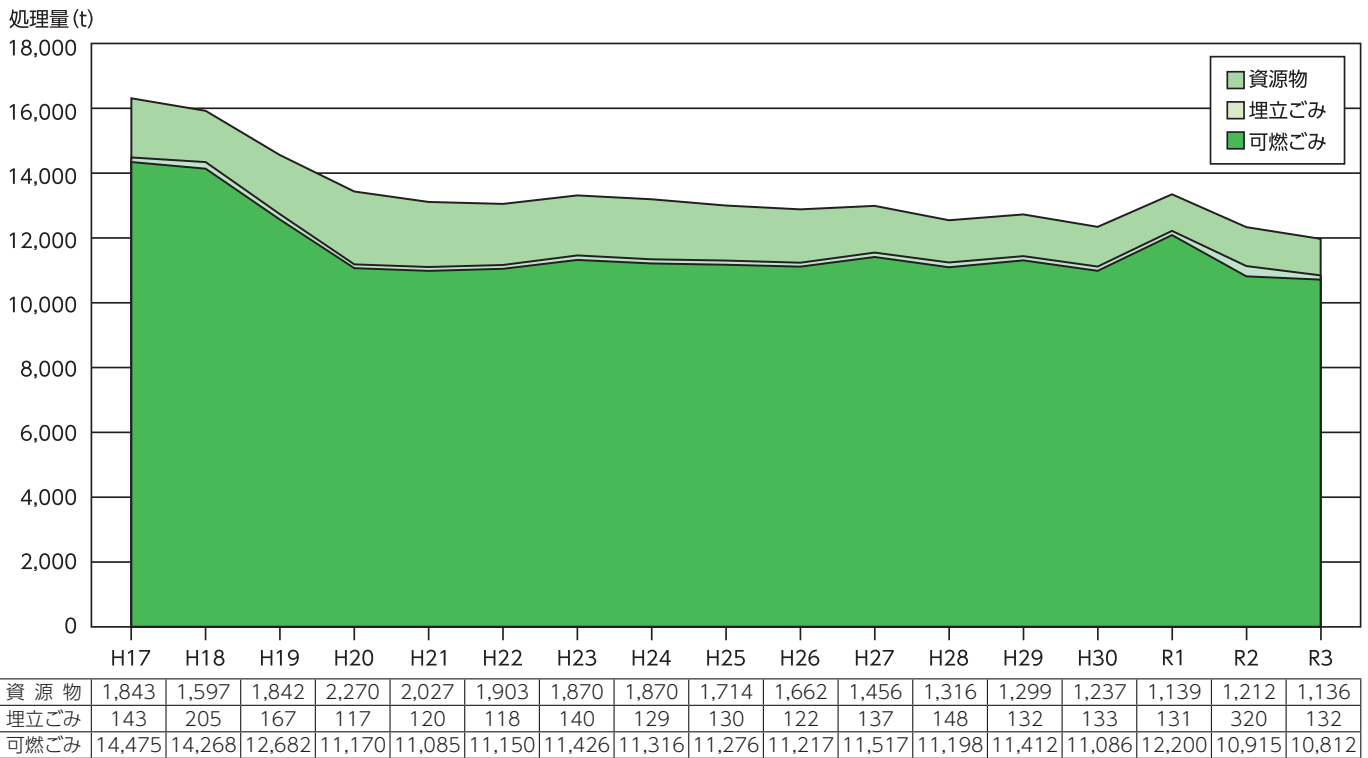
# 有限会社 マテリアルプラン

廃棄物処理・再生資源・解体工事  
おまかせください。

■中野市越1562  
■TEL:0269-22-5208 ■FAX:0269-22-5208  
■営業時間/8:30~17:00 ■定休日/日曜、祝日  
■産業廃棄物収集運搬業 長野県許可番号 2007183158  
中野市一般廃棄物収集運搬及び処分業許可



## ごみ・資源物処理量の推移



## ■資源物等排出支援事業

市では、新聞紙・ダンボール・びんなどの「資源物」を指定場所まで運ぶことが困難な世帯を対象に、玄関先まで回収に向う「資源物等排出支援事業」を行っています。

## ●回収対象品目

- びん、ペットボトル、古紙、白色発泡トレイ (月1回)
- 有害ごみ (年2回)
- 不燃性粗大ごみ (年2回)

## ●対象世帯

ご自分で資源物を回収場所へ出すことに支障があり、かつ、ほかの方の協力を得られない、次のいずれかに該当する世帯です。

- 高齢者 (65歳以上) のみの世帯
- 介護保険法で要支援または要介護の認定を受けた一人暮らしの世帯

- 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が次の①から④のいずれかに該当する一人暮らしの世帯

- ①上下肢機能障害1級または2級
- ②体幹機能障害1級または2級
- ③視覚障害1級または2級
- ④呼吸器機能障害1級

- 市長が必要と判断した世帯

## ●申込方法

規定の利用申込書に必要事項を記入し、市役所生活環境課へ提出してください。利用申込書は、市役所生活環境課に設置するほか、市公式ホームページからもダウンロードできます。また、電話連絡を頂ければ送付します。

## ●利用者の決定

書類審査と、必要に応じて面談などを行った上、決定します。

## 広告

上下水道、土木工事、解体工事

P139 E-3

スクラップ買取します

## 株式会社 北山工業

中野市上下水道局工事業者、産業廃棄物収集運搬、土木工事一式、解体工事一式、スクラップ事業

■中野市江部764-1  
 ■TEL:0269-27-4537 ■FAX:0269-27-4537  
 ■金属くず商許可/第48103178002 建設業許可  
 産業廃棄物収集運搬許可/許可番号20081177484

資源回収・リサイクル

P139 D-1

資源リサイクルセンター

azegami 株式会社 畔上物産

金属くずの買取、不用品の処分、資源物回収一般から業者の方までお任せください。

■中野市安源寺1248-1  
 ■TEL:0269-23-5211 ■FAX:0269-23-4466  
 ■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜、祝日  
 ■産業廃棄物収集運搬業 長野県許可番号 2017083889  
 古物商許可 長野県公安委員会 481030100007



# 環境保全活動

## お問い合わせ

生活環境課衛生係、環境係

kankyo@city.nakano.nagano.jp

## 環境保全

### 環境衛生

4月から10月までの第2日曜日と11月の第1日曜日を「定期清掃日」とし、そのうちの5月と11月は「市民大清掃日」としています。また、市民大清掃日を含む2週間は春、秋の大掃除期間です。各区衛生組織の活動に参加し、住まいや地域を清潔にしましょう。

### 井戸水を飲用される方へ

井戸水を飲用される方は、安全であることを確認するために、年に1回は水質検査を受けましょう。

※井戸を設置される方は、下記をご覧ください。

#### 地下水を採取される方（井戸を設置される方）

動力を用いた設備を使用し、次のいずれかに該当する地下水（温泉を除く）の採取を行う場合は、市長の許可が必要です。

- 自然保護条例に規定する自然休養地（牧ノ入区域、斑尾区域）での地下水の採取
- 自然休養地以外のところで、次のいずれかに該当する地下水の採取
  - ・井戸の深さが15mを超えるもの
  - ・揚水機の吐出口の断面積が15cm<sup>2</sup>を超えるもの
  - ・揚水量が1日当たり100m<sup>3</sup>を超えるもの

## 公害防止

### 廃棄物の野外焼却の禁止

廃棄物の野外焼却は法律により禁止されていますので、絶対に止めましょう。農業から出た剪定枝の焼却や軽微なたき火などは、野外焼却禁止の例外として扱われていますが、やむを得ず焼却を行うときは、次の点に注意し、近隣住宅に迷惑がかからないようにしましょう。

- ・住宅周辺での野外焼却はできるだけ行わないようにしましょう。
- ・時間帯や風向きに注意しましょう。

※近隣に迷惑がかかりそうな場合は、一般廃棄物処分量者へ剪定枝などの処理をお願いしましょう。

### 悪臭被害の防止

臭いは、自分は不快に感じていなくても、周囲の方が不快に感じて困っている場合があります。次の点に気をつけるよう心がけましょう。

- ・こまめに掃除をしましょう。
- ・臭いが発生する作業は見直しましょう。
- ・堆肥などを堆積するときは、シートで覆うなどの対処を行いましょう。

### 騒音・振動被害の防止

騒音や振動は、耳や体で直接感じるもので、感覚的な公害とも呼ばれています。騒音は、睡眠の妨げや会話の妨害など、近隣の生活環境に影響を与えることがあります。普段、何気なく出す音や、一般的には心地よいと思う音楽なども、周囲の方は騒音と感じることがありますので、下記の点に注意しましょう。また、振動は建物などに物的被害を及ぼすこともありますので、次の点に注意しましょう。

- ・音への気配りを忘れずに、控えめにしましょう。
- ・音源の配置に工夫をしましょう。
- ・より確実な騒音対策をしましょう。
- ・深夜、早朝は特に注意しましょう。
- ・ペットの鳴き声に注意しましょう。

### 害虫駆除について

市では、ハチの巣やムカデなどの害虫の駆除は行っていません。

### 灯油や重油などの漏えい事故の防止

冬季になると、ホームタンクからの油漏れ事故が多発します。油が河川などに流出すると、水道水源の汚染や魚類・農産物などへ被害が及ぶ恐れがあります。油の回収費用は原因者の負担となり、場合によっては莫大な費用を負担しなければならないこともあります。次のことに十分注意し漏えい事故を防ぎましょう。

- ・灯油の小分け作業中は、絶対にその場を離れないようにしましょう。
  - ・器具、配管に腐食や亀裂がないか確認しましょう。定期的にホームタンクの残量を確認しましょう。
- なお、灯油を流出させてしまったときは、速やかに下記までご連絡ください。

生活環境課環境係

☎22-2111（内線247）

中野消防署予防係

☎22-3386

北信地域振興局環境課

☎23-0202

## 広告

一般建設業

P139 E-2

株式会社ウェル・グラウンド



水井戸・ボーリング工事及び  
井戸のメンテナンス承ります。

■中野市江部1070-2

TEL:0269-26-7115 FAX:0269-26-7476

## ■不法投棄の防止

廃棄物の不法投棄は、環境汚染などの原因となる悪質な犯罪です。市では巡回パトロールを実施し、不法投棄防止の啓発を行っています。また、不法投棄をされないよう、次の点を心掛けてください。

- 土地を荒らした状態にしておく、不法投棄がされやすくなりますので、遊休農地などは草刈りを定期的に行いましょう。
- 人気の少ない場所には柵やチェーンなどで車が侵入できないように対策をしましょう。
- 不法投棄された廃棄物の処理については、投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者・管理者へお願いすることになりますので、土地の管理には十分注意してください。
- 市では「不法投棄禁止看板」の無料配布をしていますので、必要な方はご利用ください。

## 自然保護

中野市の自然保護条例は、優れた自然を保護し、市民の健康で文化的な生活を確保することで、住みよい郷土の実現に資することを目的としています。また、特に自然環境の保全が必要な地域として、現在、「牧ノ入区域」と「斑尾区域」を自然休養地として指定しています。この自然休養地において、下表の開発を行う場合は、事前に許可申請や届け出などの手続きが必要となります。なお、条例などの詳細については、お問い合わせください。

土地の形質変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 300㎡以上</li> <li>• 道路などの長狭物は長さ50m以上</li> </ul>	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1,000㎡以上 (林業経営のための伐採を除く)</li> </ul>	
建築物その他の工作物の建築	新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 延べ面積50㎡を超えるもの</li> <li>• 高さ9mを超えるもの</li> </ul>
	増改築など	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 延べ面積10㎡を超えるもの</li> </ul>
	当該建築物などの用途変更	

# 動物の飼育

## お問い合わせ

生活環境課衛生係 [eisei@city.nakano.nagano.jp](mailto:eisei@city.nakano.nagano.jp)

他人に危険や迷惑を及ぼさないようにし、決められた方法で大切に飼いましょう。

### ■飼主の義務

- 動物の習性を正しく理解しましょう。
- 最後まで責任を持って飼いましょう。
- 犬や猫の繁殖を望まない場合は、飼主の責任で不妊・断種手術を行いましょう。
- 動物による感染症の知識を持ちましょう。
- 名札や標識などにより所有者が明らかになるようにしましょう。
- 外来生物の飼育には法律による許可が必要となります。飼育する際は所定の手続きをしてください。
- 猫は室内で飼うようにしましょう。

### ■犬の飼育

- 生後91日以上飼犬は登録が必要です（生涯で1回登録）。
- 年1回狂犬病予防注射を必ず受けてください。
- 放し飼いはせず、首輪、クサリがしっかりつながれていることを確認しましょう。また、玄関先の通路にフナギとめるのは避けましょう。
- 散歩中のフンは、飼主が持ち帰って処分してください。

### ■飼犬が亡くなったとき

鑑札および注射済票と一緒に死亡届を提出してください。

### ■災害時に備えての準備

- 飼主の明示をしましょう。
- しつけをしましょう。
- 預け先を確保しましょう。
- ペットのための備蓄品を用意しましょう。
- 健康管理をしましょう。

## 広告

ペット葬儀 P134 C-5

まかせて安心

**信濃川動物霊園**

まごころのペットの葬儀屋さん  
0120-533-305

■中野市上今井504  
 ■TEL:0269-38-3400  
 ■定休日/不定休  
 ■営業時間/9:00~17:00

P あり

トリミング P118 B-5

**どつくさろん犬吉**

ワンちゃんのトリミング・ホテルやグッズ等を取り揃えております。お気軽にお問い合わせください。  
★マイクロバブルのオゾン水でシャンプーいたします。

■中野市中央2-1-8  
 ■TEL:0269-23-1133 ■営業時間/8:30~18:00 ■定休日/水曜日  
 ■第一種動物取扱業 責任者:高橋 優斗  
 販売/長野県北信保健所指令 30第88-1005601号 保管/長野県北信保健所指令 30第88-1005502号  
 登録年月日:平成30年8月3日 有効期限:令和5年8月2日

P あり(2台)

## 住まい

## 建物を建てるには

## お問い合わせ

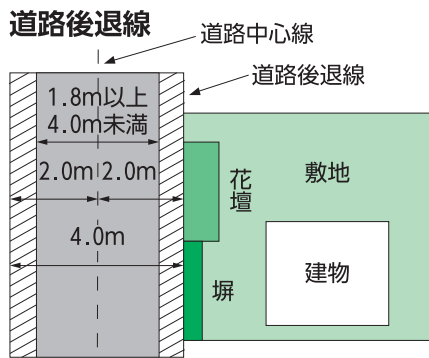
都市計画課監理計画係

toshikei@city.nakano.nagano.jp

建物を建てることは、人生の中でも大きな仕事の一つです。設計を建築士などに依頼しても、あなた自身が建築主として十分把握しておくことが必要です。

## 事前確認

- 公図により建設予定地内の里道、水路などの有無について
- 登記簿により所有者、地目などについて
- 敷地境界線について
- 敷地と接する道路について
- 給排水について



## 都市計画に関する確認

- 都市計画区域の内か外か。
- 都市計画道路などの予定地に入っていないか。
- 都市計画区域内の場合は、用途地域の内か外か。用途地域内では、建物の用途により建築できない場合があります。
- 近隣商業地域・商業地域内で1,000㎡を超える新築・増築を行う場合は、駐車施設を設けなければならない場合があります。
- 都市計画区域内では、敷地が道路に最低2m以上接する必要があります。
- 敷地の接する道路（都市計画区域内の場合）の幅員が4m未満の場合は道路後退が必要です。
- 道路後退線内には建物はもちろん、土留、塀などは設置できません。

## 建築確認申請など

- 都市計画区域内および一部の都市計画区域外での建築物の新築、増築、改築または移転については、工事に着手する前に、確認申請書を建築主事へ提出し、確認済証の交付を受けなければなりません（建築確認申請）。
- 建築物の用途変更や大規模な模様替え、大規模な修繕を行う場合も「建築確認申請」が必要です。
- 一定規模の建築物の建築や除去を行う場合は、「建築工事届」または「建築物除去届」を長野県知事に提出しなければなりません。
- 上記のような計画がある場合には、必ず建築士や工事施工者に相談し、必要な手続きに手落ちがないように注意してください。

## 景観形成

## お問い合わせ

都市計画課監理計画係 toshikei@city.nakano.nagano.jp

## 地域の景観育成

市では地域の良好な景観を守り育てるため、そこに住む皆さんがどのようなまちにしたいか、自ら考え目標を定めて、土地や建物の権利者が文書により約束をする景観育成住民協定や、次ページで示す景観育成重点地域内における修景事業（屋外広告物の除却、改善など）を推進しています。

これらの一定の要件を満たす景観育成住民協定や、景観育成重点地域内の修景事業の取り組みに対し、地域景観整備事業補助金交付要綱に基づき補助等の支援をします。

## 広告

不動産・リフォーム

不動産・一戸建て・マンション・土地のことならお任せください

**ハウズドゥ須坂 株式会社田原工務店**

家を買いたい・売りたい・リフォームしたい・気になることがある。そんなお客様の疑問にスタッフが親身になってお答えいたします。お家探しに関することなら、何でもご相談ください！

■須坂市小山2555-2 カプリスB館3  
■TEL:026-274-5395 ■FAX:026-274-5396  
■営業時間/9:30~18:00 ■定休日/水曜日  
■URL:https://suzaka-houseedo.com/ ■E-mail:hsd.suzaka2022@gmail.com  
■長野県知事(1)第5775号

Pあり(10台)

癒やしを、デザインする。

**mizukEN**

株式会社 **ミズケン**

中野市一本木445  
TEL 0269-22-2777  
MAIL mizu-ken@mizuken.jp  
URL https://www.mizuken.jp/  
長野県知事免許(02)第005351号  
長野県知事許可(般-3)第15110号

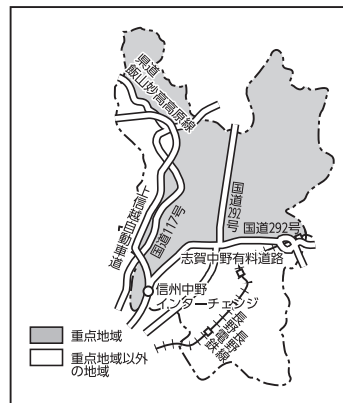
新築 リフォーム リノベーション 住替・売買・資産

# 景観に関する行為の届け出

一定規模以上の建物の建築、外観の変更または屋外広告物を表示する場合、景観法の規定により届け出が必要です。

## ■届け出が必要な行為の種類および規模

届け出を要する行為の種類		届け出を要する規模	
		景観育成重点地域	景観育成重点地域以外の地域
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築</li> <li>・増築</li> <li>・改築</li> <li>・移転</li> </ul>	高さ13mまたは床面積が20㎡を超えるもの	高さ13mまたは建築面積が1,000㎡を超えるもの
	外観変更	変更面積25㎡を超えるもの	変更面積400㎡を超えるもの
建築物等 工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント類</li> <li>・自動車車庫</li> <li>・飼料等貯蔵施設</li> <li>・石油等貯蔵施設</li> <li>・処理施設類</li> </ul>	高さ13mまたは築造面積20㎡を超えるもの	高さ13mまたは築造面積1,000㎡を超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気供給施設等</li> </ul>	高さ8mを超えるもの	高さ20mを超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備</li> </ul>	太陽電池モジュール※の築造面積の合計が20㎡を超えるもの	太陽電池モジュール※の築造面積の合計が1,000㎡を超えるもの
	その他	高さ5mを超えるもの	高さ13mを超えるもの
上記建築物等の外観への広告物の表示または掲出		表示面積3㎡を超えるもの	表示面積25㎡を超えるもの
土地の形質の変更		面積300㎡または生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの	面積3,000㎡または生じる法面・擁壁の土石類の採取高さが3mかつ長さ30mを超えるもの
土石類の採取			
屋外における物品の集積または貯蔵		高さ3mまたは集積・貯蔵面積100㎡を超えるもの	高さ3mまたは集積・貯蔵面積1,000㎡を超えるもの



▲市内における景観育成重点地域

※太陽電池と組み合わせて1枚の板状にしたもので、太陽光発電システムにおける最小単位として用いられるものです。

## 屋外広告物に関する制限

屋外広告物等を表示する場合、長野県の屋外広告物条例および中野市沿道景観維持に関する指導要綱の規定による制限があります。

### ■屋外広告物表示禁止物件

次の物件には、原則として屋外広告物を表示または設置できません。

- ・電柱 ・街路灯柱、街路樹 ・信号機、道路標識
- ・カーブミラー ・ガードレール
- ・公衆電話ボックス など

### ■禁止屋外広告物

次の屋外広告物は表示または設置できません。

- ・保安上使用するものを除き、地色に彩度15以上の色、蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの
- ・汚染、退色、はく離または破損したもの
- ・裏面が塗装されていないもの

### ■屋外広告物許可地域

次の地域で屋外広告物を表示または設置する場合は、許可が必要です。

ただし、自己用広告物で表示面積の合計15㎡以下のものは除きます。

- ・上信越自動車道の両側各1,000m以内
- ・北陸新幹線の両側各1,000m以内

### ■屋外広告物特別規制地域

次の地域で屋外広告物を表示または設置する場合は、許可が必要です。ただし、自己用広告物で表示面積の合計3㎡以下のものは除きます。

- ・国道117号（豊田飯山インターチェンジから飯山市との境界までの区間）の両側各200m以内

## 道路への枝の「はみ出し」にご注意を！

車道や歩道に“はみ出した”樹木の枝や倒木は、見通しを悪くするほか、車両、歩行者の通行の妨げになる場合があります。

これらが原因で車両や歩行者に事故が発生したときは、当該樹木の所有者の責任を問われることがありますので、樹木の伐採または剪定をお願いします。また、普段の管理だけでなく、強風や大雨の後は特に注意されるようご協力をお願いします。

☎道路河川課監理係 ☎22-2111（内線263）

### 広告

木工業

P137 D-4

## 小野建具店

和洋建具一式お承りいたします。  
お気軽にご連絡ください。

- 中野市一本木448
- TEL:0269-22-5602
- 定休日/不定休

### ■屋外広告物禁止地域

次の地域には、屋外広告物を表示または設置できません。ただし、自己用広告物で表示面積の合計10㎡以下のもは表示または設置できますが、④から⑪までの地域で表示面積の合計5㎡を超えるものは協議が必要です。

- ①都市計画法に基づく住居専用地域
- ②長野市道豊野424号線（国道117号三差路よりJR立ヶ花駅北側までの区間）の中野市側300m以内
- ③国道117号（長野市との境界から国道18号との交差点までの区間）の中野市側300m以内
- ④上信越自動車道の両側各500m以内
- ⑤主要地方道中野豊野線および志賀中野有料道路（信州中野ICから七瀬交差点までの区間）の両側各100m以内（一部50m以内）

- ⑥国道292号（一本木バイパス）の両側各50m以内（一部25m以内）
- ⑦北陸新幹線の両側各500m以内
- ⑧国道292号（長丘バイパス）の両側100m以内（一部25m以内）
- ⑨国道117号（一部区間）の両側50m以内
- ⑩県道牟礼永江線（一部区間）の両側各50m以内
- ⑪県道南永江替佐停車場線（一部区間）の両側各50m以内
- ⑫市道斑山線の両側各50m以内
- ⑬市道上今井替佐停車場線（一部区間）の両側各50m以内

## 市営住宅・若者住宅

お問い合わせ ☎ 都市計画課建築住宅係 [kenchiku@city.nakano.nagano.jp](mailto:kenchiku@city.nakano.nagano.jp)

### 市営住宅

市内には、泉団地、小田中団地、一本木団地、東山（第1、第2）団地、長元坊団地、城下団地の6つの市営住宅団地があります。

※一本木団地および東山（第1）団地は新規募集を停止しています。

市営住宅の入居には、次のような条件があります。

- ①市内に居住、または勤務していること
- ②同居中か、同居しようとする親族がいること
- ③居住する住宅に困っている方
- ④市税などの滞納がないこと
- ⑤収入が基準額以下であること
- ⑥入居する方が、暴力団員でないこと

家賃は住戸ごと、入居者の収入により決定します。

#### ●収入基準額について

一般世帯 158,000円以下/月

裁量世帯※ 214,000円以下/月

※裁量世帯とは…60歳以上の方で構成する世帯や中学校卒業までの子がいる世帯などです。

入居者募集は、4月、7月、10月、1月に行います。詳しくは、「広報なかの」・市公式ホームページでお知らせします。

### 若者住宅

永江地区南沖住宅団地内に、若者住宅（8戸）があります。若者住宅の入居には、次のような条件があります。

- ①現に同居し、または同居しようとする夫婦であること（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む）
- ②45歳以下の方で構成する世帯であること
- ③使用者および同居する親族の総所得年額が780万円未満であること
- ④将来にわたり中野市に居住すること
- ⑤市税などの滞納がないこと
- ⑥入居する方が、暴力団員でないこと

入居者の募集は、空き住宅がある際に、随時行っています。詳しくは、「広報なかの」・市公式ホームページでお知らせします。

### 広告

**誠実なる施工を以って 地域の発展に寄与する**  
 (ISO9001認証取得JQA-QM3606) (ea21認証取得0007457)

〈SDGs246〉〈健康経営優良法人〉

**中野土建株式会社**

■本社 / 〒383-0021 長野県中野市西2-5-11  
 TEL 0269-22-3175 (代表) FAX 0269-22-7855

**建築・リフォーム P137 F-4**

いなか暮らし応援します!!  
 ~in future その先へ~

**竹節建築**

自然豊かな地域に密着。  
 家に関するお悩み、疑問を解決。  
 寺院建築、和風建築、注文住宅etc 対応いたします。

■中野市中野岩下2820-2

TEL: 0269-26-2278  
 FAX: 0269-26-2828

N邸新築 LDよりK・ホール撮影

■営業時間 / 8:00~17:00  
 ■定休日 / 日曜、祝日  
 ■URL: <http://www.takefushi.co.jp/>

# 土地売買・宅地開発

お問い合わせ 都市計画課監理計画係 toshikei@city.nakano.nagano.jp

## 土地売買など

一定面積以上の土地の売買などをする場合、土地に関する権利取得者（譲受人）は、売買などの契約締結日から2週間以内に都市計画課への届け出が必要です（国土利用計画法）。

区域	面積
都市計画区域内	5,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上

公共施設等の整備の予定などがある土地の所有者が一定以上の土地を有償で譲渡（売買、交換等）しようとするときは、契約締結の3週間前までに届け出が必要です（公有地の拡大の推進に関する法律）。

## 宅地などの開発

下記の面積に該当する開発行為を行う場合は、事前に県知事などの許可が必要です（都市計画法）。

区域	面積
都市計画区域内	3,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上

### ■中野市宅地開発等指導要綱に基づく協議

次の開発をする場合は、事前に市との協議が必要です。

- ①開発面積1,500㎡以上（区画整理区域内では、3,000㎡以上のもの）
- ②住宅建設1戸建て5戸（5区画）以上・集合住宅10戸以上
- ③上記2つの事項に該当しない場合であっても、工事完了後5年以内に同一開発者が隣接して行う宅地開発などで、その戸数、区画数、面積の合計が①・②を超えるもの
- ④第1種特定工作物を建設するもの
- ⑤第2種特定工作物で面積が5,000㎡以上（土地区画整理区域内にあっては10,000㎡以上）のもの

要綱に基づく宅地開発などを計画しようとする開発者の方は、計画協議書と関係図書を提出し、協議を行う必要がありますので、事前に都市計画課監理計画係まで、お問い合わせください。協議書の作り方や必要な図書などについて、ご説明いたします。

### 広告

鉄筋工事業

P139 D-5

## 株式会社 小林鉄筋

鉄筋工事お任せください。  
鉄筋販売も承ります。

- 中野市三ツ和14
- TEL:0269-23-1757
- FAX:0269-23-1758
- E-mail:kobayashi@ktetsu.good.sc
- 建設業許可 長野県知事(般-28)第19826号



## 無料耐震診断を行っています

- STEP 1** あなたの我が家、  
「昭和56年5月31日以前に着工した一戸建てで、木造在来工法」である場合は対象になります。
- STEP 2** 中野市が派遣する診断士が無料で耐震診断を行います。  
▲中野市耐震化促進事業HP
- STEP 3** 診断の結果、耐震改修が必要な場合、最大100万円の助成を行っています。

問 都市計画課建築住宅係 ☎22-2111 (内線358)

## 無料空き家相談の紹介

土・日・祝日  
対応可能な相談所  
あります！



### 空き家相談窓口

- ・相続関係
- ・空き家の管理
- ・空き家の解体
- ・空き家の売買、賃貸などのご相談ください

### 【空き家相談所】

場 所：中野市岩船452-3

☎080-6408-6031

メール：nakanocity.akiya@gmail.com

営業日：水～日曜日・祝日

時 間：午前9時～午後5時30分

問 都市計画課建築住宅係 ☎22-2111 (内線358)

日々の暮らしを心から楽しめる  
YUMOTOの家



長野県知事(特-3)2362号 長野県知事(11)2310号

株式会社 湯本工務店  
〒383-0008 中野市大字金井1254 TEL 0269-22-3711  
FAX 0269-22-7955

※2023年夏・本社移転予定